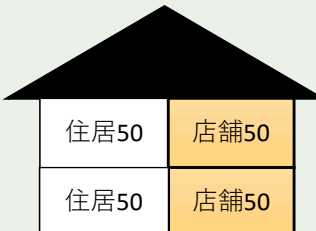
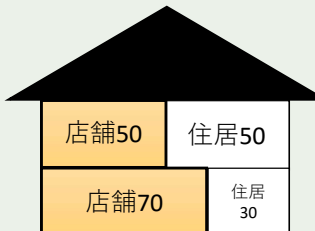
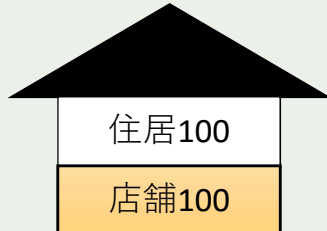


## 店舗兼住宅等における面積按分方法

- 復旧の対象となる施設が、店舗兼住宅など、事業用以外の用途にも使用されている場合は、その**事業用部分のみが補助対象**となります。
- 修繕や建替が事業用部分以外も含む場合、補助対象とする部分を図面や利用状況等により特定し、**面積按分**を行います。基礎・躯体・屋根等、区分できない費用についても、同様に面積按分を行います。  
 \*ただし、事業用で1フロアすべて使用している場合は、**屋根が事業用フロア全体を覆っているものと考え、例外的に屋根の復旧経費を全額補助対象とします（＝屋根部分については按分しない。）**

修繕部位	100 : 100 	120 : 80 	100 : 100  <small>※店舗部分に住居への階段・廊下がある場合は、店舗部分に含めてよい。</small>
屋根	50%	60%	<b>100%</b>
外壁ほか	50%	60%	50%

屋根：補助対象割合＝建物全体の店舗専有面積／建物全体の面積（登記簿等の数字）

（※ただし、事業用で1フロアすべて使用している場合は100%）

外壁ほか：補助対象割合＝建物全体の店舗専有面積／建物全体の面積（登記簿等の数字）

※同一施設を補助対象となる業種と対象外の業種とで分割して使用している場合も、補助対象となる業種で使用している**事業用部分のみが補助対象**となるため、上記と同様の面積按分を行います。

# 店舗兼住宅等における面積按分方法

提出する平面図に下記のように事業者スペースの色付けと面積按分を記載してください

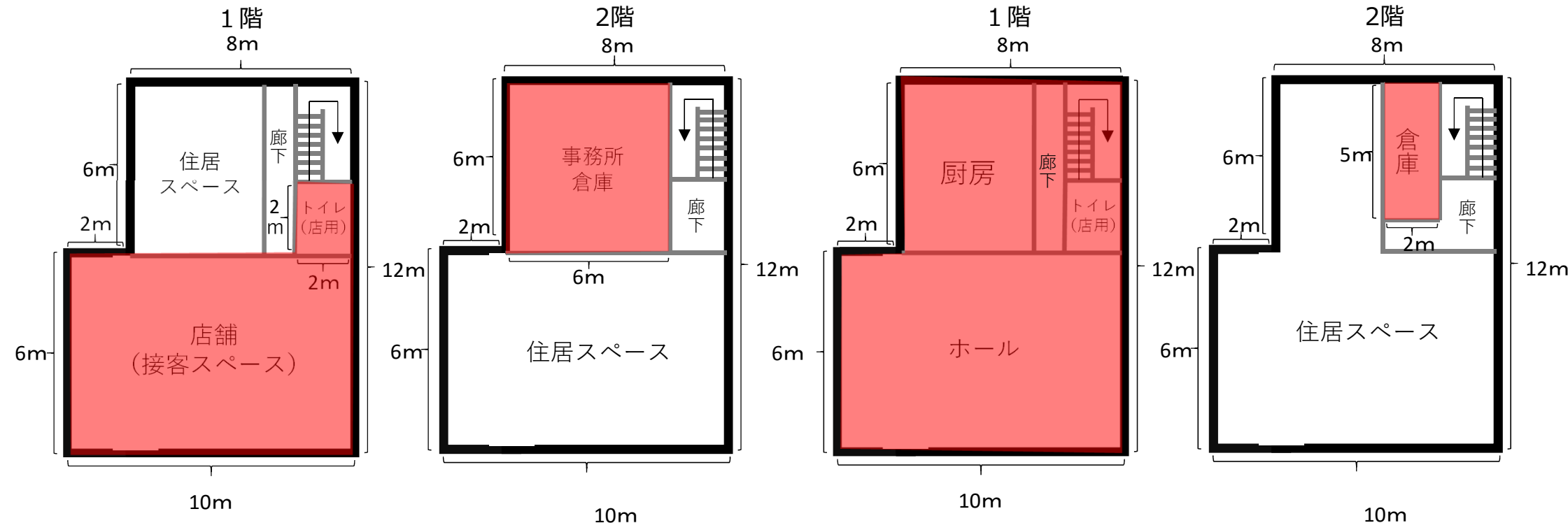
## 【計算方法】

本補助金の対象となる事業で使用している部分の面積と建物総面積を特定し、総面積に対する割合を算出してください。

※事業用部分とは：ホール、厨房、事務所、倉庫、作業所など（公募要領（募集案内）別紙「補助対象経費の説明」①施設費の【対象となる経費例】参照）。ただし、通路（階段・廊下）は住居用としても使用している部分は含めないこと。なお、**事業用で1フロアすべて使用している場合は、当該フロアにある住居への通路（階段・廊下）について、例外として事業用部分に含めてよい。**

例：1階、2階とも事業用部分と住居が混在する場合

例：1階が事業用フロア、2階が事業用部分と住居が混在する場合



【事業用面積】 1階 $64\text{m}^2$  + 2階 $36\text{m}^2$  =  $100\text{m}^2$

【建物総面積】 1階 $108\text{m}^2$  + 2階 $108\text{m}^2$  =  $216\text{m}^2$

【面積按分】 ○屋根 = 46.3% ○外壁ほか = 46.3%

(※小数点第2位以下四捨五入)

【事業用面積】 1階 $108\text{m}^2$  + 2階 $10\text{m}^2$  =  $118\text{m}^2$

【建物総面積】 1階 $108\text{m}^2$  + 2階 $108\text{m}^2$  =  $216\text{m}^2$

【面積按分】 ○屋根 = **100%** ○外壁ほか = 54.6%

※事業用で1フロアすべて使用している場合は、屋根は全額補助対象となり、また、当該フロアにある住居への通路（階段・廊下）は、当該フロアのみ事業用部分に含めてよい。